

《協議事項》

資料 1

道路運送法第79条の3に規定する市町村運営有償運送
(豊能町在宅高齢者等外出支援事業)の登録更新について

1 事業の目的・概要

本町では、自力で外出することが困難な高齢者や身体障害者、いわゆる「移動制約者」の医療機関・公共施設・買い物等での外出の際の移動手段について、町内のタクシー、バス等の公共交通機関のみでは十分な輸送環境にないため、町が主体となった輸送サービスを提供する必要があります。

そのため平成15年度から外出が困難な高齢者及び身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいを推進する観点から外出支援を行ない、生活圏の拡大を図ることを目的に、会員制で実施し、住民相互扶助の観点から、現在「特定非営利活動法人ワークインとよの」に運營業務の委託を行い、運行協力員として登録した送迎ボランティアによって、送迎を希望する会員の外出を支援しています。

また、事業をより効果的に行うために、送迎ボランティアによる送迎のほか、町の委託を受けたタクシー会社を利用することも可能としています。

2 利用対象者

町内に住所を有し、かつ現に在宅で居住している者で次の各号のいずれかに該当する一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な者。

- (1) 介護保険法に規定する要支援または要介護の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳を有する重度の視覚障害者、脳性まひ者等全身性障害者、療育手帳を有する重度の知的障害者または精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者(児)

3 運行車両(町所有車両)

	車両種別	福祉装備	損害賠償措置(自動車保険)	
			対人	対物
1	軽自動車 2台 ダイハツ・アトレー	リアシートリフト式	無制限	700万円

4 運行内容

- (1) 事業内容…医療機関、公共施設、その他場所への送迎。
- (2) 運行範囲…概ね片道30分以内の町内および池田市・箕面市・川西市の各市立病院。
- (3) 運行日…月曜～土曜日(日・祝日、12月31日～1月3日までを除く)
- (4) 運行時間…午前8時～午後6時
- (5) 利用回数…1ヶ月あたり4枚を限度に利用券を発行
- (6) 利用方法…会員登録制
- (7) 利用者負担額…年会費(登録料) 1,000円
利用者負担金 200円/回

5 運行実績（過去3年間）

	平成20年度	平施21年度	平成22年度	備考	
登録人数	145人	179人	226人		
運行回数 (a)	1,667回	2,176回	2,516回		
利用者負担金 (b) (歳入)	478,400円	614,200円	729,200円	年会費・利用者負担金含む	
事業費 (歳出)	燃料費	363,300円	305,424円	344,320円	
	人件費	3,193,500円	3,448,000円	3,626,000円	受付事務および運行協力費
	その他	492,700円	588,776円	502,000円	
	合計 (c)	4,049,500円	4,342,200円	4,472,320円	
(c) - (b) = (d)	3,571,100	3,728,000円	3,743,120円		
1回あたりの事業費 (d) / (a)	2,142円	1,713円	1,488円	※利用者負担金 200円/回	

※ 資料1-1（タクシー運賃の「2分の1」早見表）参照

※ 資料1-2（府内タクシー運賃の概要）参照

6 現運行許可（自家用有償旅客運送登録）

○ 改正道路運送法第79条の3による登録

（平成20年10月21日から平成23年9月30日）

7 自家用有償旅客運送登録の更新予定

(1) 更新予定日 平成23年10月1日（更新申請：平成23年9月）

※以降3年毎に更新登録予定

(2) 事業内容 現行どおり

タクシー運賃の「2分の1」早見表

【距離制運賃】

小型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	640	320
2.305	720	360
2.61	800	400
2.915	880	440
3.22	960	480
3.525	1040	520
3.83	1120	560
4.135	1200	600
4.44	1280	640
4.745	1360	680
5.05	1440	720
5.355	1520	760
5.66	1600	800
5.965	1680	840
6.27	1760	880
6.575	1840	920
6.88	1920	960
7.185	2000	1000
7.49	2080	1040
7.795	2160	1080
8.1	2240	1120

中型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	660	330
2.273	740	370
2.546	820	410
2.819	900	450
3.092	980	490
3.365	1060	530
3.638	1140	570
3.911	1220	610
4.184	1300	650
4.457	1380	690
4.73	1460	730
5.003	1540	770
5.276	1620	810
5.549	1700	850
5.822	1780	890
6.095	1860	930
6.368	1940	970
6.641	2020	1010
6.914	2100	1050
7.187	2180	1090
7.46	2260	1130
7.733	2340	1170
8.006	2420	1210

大型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	680	340
2.235	760	380
2.47	840	420
2.705	920	460
2.94	1000	500
3.175	1080	540
3.41	1160	580
3.645	1240	620
3.88	1320	660
4.115	1400	700
4.35	1480	740
4.585	1560	780
4.82	1640	820
5.055	1720	860
5.29	1800	900
5.525	1880	940
5.76	1960	980
5.995	2040	1020
6.23	2120	1060
6.465	2200	1100
6.7	2280	1140
6.935	2360	1180
7.17	2440	1220
7.405	2520	1260
7.64	2600	1300
7.875	2680	1340
8.11	2760	1380

【時間制運賃】

小型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2090	1045
40	4180	2090
50	4180	2090
60	4180	2090
70	6270	3135
80	6270	3135
90	6270	3135
100	8360	4180
110	8360	4180
120	8360	4180
130	10450	5225
140	10450	5225
150	10450	5225
160	12540	6270
170	12540	6270
180	12540	6270

中型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2450	1225
40	4900	2450
50	4900	2450
60	4900	2450
70	7350	3675
80	7350	3675
90	7350	3675
100	9800	4900
110	9800	4900
120	9800	4900
130	12250	6125
140	12250	6125
150	12250	6125
160	14700	7350
170	14700	7350
180	14700	7350

大型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2750	1375
40	5500	2750
50	5500	2750
60	5500	2750
70	8250	4125
80	8250	4125
90	8250	4125
100	11000	5500
110	11000	5500
120	11000	5500
130	13750	6875
140	13750	6875
150	13750	6875
160	16500	8250
170	16500	8250
180	16500	8250

●この早見表は、申請事業者が料金設定を行う際の「参考」のために作成したものです。

●あくまでも目安ですので、実際の料金設定の際には、この表をそのまま料金表として適応するのではなく、採算性や料金算定の方法、利用者へのわかりやすさ等について、事業者で十分に検討してください。

●距離制運賃の場合、自家用自動車ではタクシーメーターがつかまないので、キロ未満の算定が不明瞭になります。よって、この早見表をそのまま適用することは難しいので、ご注意ください。

大阪府内タクシー運賃の概要

(平成 18 年 11 月 16 日現在)

車種	距離制運賃			時間制運賃
	初乗運賃(2.0km)	加算運賃	時間距離併用制運賃	30分までごとに
特定大型	710円	212m 80円	1分20秒 80円	3060円
大型	680円	235m 80円	1分25秒 80円	2750円
中型	660円	273m 80円	1分40秒 80円	2450円
小型	640円	305m 80円	1分50秒 80円	2090円

※時間距離併用制運賃：時速 10km 以下で走行した場合に、要した時間を加算距離に換算して距離制メーターに併算する

<タクシーの車種区分>

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、運行時に寝台又は車椅子を固定することが出来る装置を有する自動車を除く。
大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0ℓを超えるもので乗車定員6名以下のもの、又は、運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車(寝台専用車を除く)であって乗車定員7名以上のもの。
中型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6m 以上で乗車定員6名以下のもの、同条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0ℓ以下(排気量が2.0ℓを超える同一車種、同一諸元のディーゼル車を含む。)で乗車定員6名以下のもの、又は、運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車(寝台専用車を除く)であって乗車定員6名以下のもの。
小型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6m 未満で乗車定員5名以下のもの、かつ運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有しない自動車、又は、同条に定める軽自動車(ケア輸送サービスに限る)。

(注) 特殊なバンパーを装置されている自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。

1 豊能町における移動制約者の現状

資料 2

平成23年3月31日現在

項 目		実績	備考	
1. 豊能町の状況		町全体人口	23,041	
		高齢者人口	6,295	
		高齢化率 (%)	27.3	
2. 移動制約者	介護保険認定者	介護認定者数	921	
		介護1	173	
		介護2	169	
		介護3	97	
		介護4	103	
		介護5	98	
		支援1	146	
		支援2	135	
		身体障害	手帳交付者数	1,012
			肢体不自由	576
	視覚障害		57	
	聴覚・平衡機能障害		89	
	内部障害		279	
	知的障害	重度	57	
		中度	24	
		軽度	34	
	精神障害	1級	17	
2級		62		
3級		8		
3. 外出支援利用者	介 護	登録者数	221	
		介護1	45	
		介護2	34	
		介護3	15	
		介護4	12	
		介護5	4	
		支援1	56	
		支援2	55	
		登録者率 (%)	24.0	
		「おでかけくん」利用回数	2,516	
		タクシー利用回数	1,380	
		総利用回数	3,896	
		「おでかけくん」利用率 (%)	64.6	
		身体障害	登録者数	5
	肢体不自由		5	
	視覚障害		0	
	聴覚・平衡機能障害		0	
	内部障害		0	
	知的障害	重度	0	
		中度	0	
		軽度	0	
	精神障害	1級	0	
		2級	0	
		3級	0	
		登録者率 (%)	0.5	
		「おでかけくん」利用回数	3	
		タクシー利用回数	2	
	総利用回数	5		
	「おでかけくん」利用率 (%)	60.0		

2 「おでかけくん」年度別稼働実績

	利用可能日数	実稼働日数	稼働率 (%)	利用回数	回数/月
平成20年度	295	255	86.4	1,667	139
平成21年度	295	278	94.2	2,176	181
平成22年度	295	278	94.2	2,516	210

3 「おでかけくん」目的別利用状況

	医療機関	公共施設	駅	買い物	合計
平成20年度	1,444	86	16	122	1,667
平成21年度	1,815	153	41	167	2,176
平成22年度	2,046	213	59	198	2,516

4 タクシー目的別利用状況 (H22年度のみ)

平成22年度	医療機関	公共施設	駅	買い物	その他	合計
京都タクシー	219	22	577	121	166	1,105
阪急タクシー	5	0	2	0	4	11
日の丸ハイヤー	3	0	8	0	3	14
森川軽福祉	62	3	0	4	8	77
つばめ興産	50	7	17	95	4	173
合 計	339	32	604	220	185	1,380

※目的別利用状況の特徴的な傾向として、「おでかけくん」は圧倒的に医療機関が多いのに比べ、タクシーは医療機関も比較的多いが、特に営業所（京都タクシー）の立地的な理由からか、鉄道を利用しての外出も顕著に見られ、一定の“棲み分け”が見られる。

5 豊能町における公共交通機関の概要

種 別	事業者名	軌道・路線・車両数等	
一般事業者	鉄 道	能勢電鉄 (株)	1 軌道
	路線バス	阪急バス (株)	6 路線 (ノンステップバス有)
	タクシー	京都タクシー	7 台 (一般セダン型)
		(合) つばめ興産	4 台 (福祉大型) 介助資格者 1 名
	森川軽福祉タクシー	1 台 (福祉軽)	
豊能町	デマンド タクシー	京都タクシー	1 路線 (東地区)
	東西巡回バス	阪急バス (株)	1 路線

(目的)

第1条 この事業は、外出が困難な高齢者及び身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくりを推進する観点から外出支援を行ない、生活圏の拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は豊能町とし、事業の一部を社会福祉に協力的な法人等に委託して実施することができる。

(事業内容)

第3条 この事業は会員制で実施し、住民相互扶助の観点から運行協力員として登録した送迎ボランティアによって、送迎を希望する会員の外出を支援する。また、事業をより効果的に行うために、送迎ボランティアによる送迎のほか、町の委託を受けたタクシー会社を利用することもできる。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、豊能町在宅高齢者等外出支援事業の会員登録をしている者(以下「会員」という。)とする。

2 会員は、町内に住所を有し、かつ現に在宅で居住している者で次の各号のいずれかに該当する一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な者とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123条)に規定する要支援または要介護の認定を受けている者

(2) 身体障害者手帳を有する重度の視覚障害者、脳性まひ者等全身性障害者、療育手帳を有する重度の知的障害者または精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者(児)

(利用の制限)

第5条 この事業における外出支援サービス(以下「サービス」という。)の利用については、生活支援又は社会参加を目的としたものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は利用できない。

(1) 営利目的、政治活動、宗教活動(墓参りは除く)等に供するとき

(2) 他法による外出支援が受けられるとき

(3) その他、利用の目的が適当でないと認めるとき

(利用の範囲等)

第6条 このサービスの利用できる範囲は町内を原則とし、1回につき30分を限度とする。ただし、所用時間がおおむね片道30分の医療機関への送迎については、町外であっても可能とする。

(介助者の同乗)

第7条 会員以外の者の乗車は、会員に介助が必要な場合は、これを認める。また、運行協力員が、必要としたときは介助員を同乗させなければならない。

2 前号において、介助者の乗車に係る利用料相当額は要しないものとする。

(利用日時)

第8条 このサービスを利用できる日時は、次の各号に掲げる日を除く午前8時から午後6時までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月31日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(3) 日曜日(前2号に掲げる日を除く。)

(利用申請)

第9条 このサービスを利用しようとする者は、利用予定日の15日前までに外出支援サービス利用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に誓約書(様式第2号)を添えて町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、調査票(様式第3号)により申請者の調査を実施し、利用の認否を決定する。

2 前号の決定をしたときは、申請者に対し、高齢者等外出支援サービス利用決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用券の支給と利用者負担)

第11条 前条により利用を認められた者(以下「利用者」という。)は、利用会員として登録し(様式第5号)、一月あたり4枚を限度に利用開始月から翌年3月分(年度途中において転出等で会員資格の喪失がわかっている者については当該月分まで)の豊能町在宅高齢者等外出支援サービス利用券(様式第6号)(以下「利用券」という。)の給付を受けることができる。このとき、年会費1,000円及び利用券1枚(500円相当)につき200円を負担しなければならない。

2 年度途中で会員資格を喪失した者が、当該年度中に再度会員資格を取得したときの年会費は免除するものとする。

3 第1号に規定する年会費は、会員資格を喪失しても返金しない。また、利用券の負担金については、原則として年度末に未使用の利用券と引き換えに返金するものとする。

(利用の予約及び取り消し)

第12条 利用者がサービスを利用するときは、利用日の前月同日(前月同日が第8条第1項第1号から第3号に規定するにあたる場合はその前日、また前月同日がない場合は前月末日)から利用日までに、利用の予約をしなければならない。また、利用の予約後、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく、その利用の取り消しを申し出なければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員としての資格を失う。

- (1) 第4条第2項の規定に該当しなくなったとき
- (2) 入院等長期不在となったとき
- (3) 退会の申し出があったとき
- (4) 虚偽その他不正な申請が判明したとき
- (5) 要綱に反する行為があったとき
- (6) 町長が必要と認めるとき

2 利用者又はその代理人は、前項第1号から第3号に該当するときは、遅滞なく町長に豊能町在宅高齢者等外出支援サービス事業利用会員退会願(様式第7号)を提出しなければならない。

3 町長は、第1項第4号から第6号に該当するときは、豊能町在宅高齢者等外出支援サービス事業利用中止通知書(様式第8号)により、当該利用者に通知するものとする。

(補償について)

第14条 事故等の補償については、この事業について加入した保険の範囲内とする。

(関係機関との連携)

第15条 この事業を行なうにあたっては、常に関係機関と十分連携を保ち事業の円滑な運営に努めるものとする。

(委 任)

第16条 この要綱に定めるものの他、事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。

(第6条関係)

所用時間がおおむね片道30分の医療機関への送迎の範囲について

所用時間がおおむね片道30分の医療機関については、下記のとおり定める。

記

(大阪府)

池田市・・・市立池田病院

箕面市・・・箕面市立病院

(兵庫県)

川西市・・・市立川西病院



大運輸第3824号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

近大市福第3号

2. 登録の有効期間

平成23年9月30日まで

3. 名称、住所、代表者の氏名

豊能町

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町長 日下 櫻子

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

5. 運送の区域

豊能町

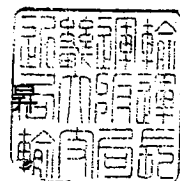
6. 登録に付す条件

ア 道路運送法等関係法令や「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（国自旅第141号、平成18年9月15日）に適合すること。

イ 市町村福祉輸送の対象となる旅客は、運送者に会員登録を行った者に限る。また、運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せて報告を行うこと。

平成20年10月21日

近畿運輸局大阪運輸支局長 小田



大阪運輸支局

種別 市町村 過疎地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(平成22年度)

大阪運輸支局長 殿

住所 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1
 運送者名 豊能町
 代表者名 豊能町長 池田 勇夫
 電話番号 072-739-0001

概況(平成23年3月31日現在)

		管轄区域内	全国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()
	車いす車(両)	()	()
	兼用車(両)	()	()
	回転シート車(両)	2 (2)	()
	セダン等(両)	()	()
	バス(両)	()	()
計(両)		2 (2)	()
路線(キロメートル)又は運送の区域		町内一円	
運送する旅客の範囲及び数		イ1、ロ110、ハ111、ニ4	

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
走行キロ(キロメートル)	36,460キロ	
輸送人員(人)又は運送回数(回)	226人	
運送収入(千円)	503	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
交通事故件数	0	
重大事故件数	0	
死者数	0	
負傷者数	0	

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49法第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。